

○文部科学省告示第百五十七号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第二条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣 下村 博文

義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示

義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第33号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則

第2章 教科共通の条件

- 1 基本的条件
- 2 選択・扱い及び構成・排列
- 3 正確性及び表記・表現

第3章 教科固有の条件

## 【各教科】

[国語科（「書写」を除く。）]

[国語科「書写」]

[社会科（「地図」を除く。）]

[社会科「地図」]

[算数科及び数学科]

[理科]

[生活科]

[音楽科]

[図画工作科及び美術科]

[体育科及び保健体育科]

[家庭科及び技術・家庭科]

[外国語科]

## 【特別の教科】

[道徳科]

附則

第2章の章名、同章の1の(2)及び同章の3の(5)中「各教科」を「教科」に改める。

第3章の章名中「各教科」を「教科」に改める。

第3章中〔国語科（「書写」を除く。）〕の前に次のように加える。

### 【各教科】

第3章の〔算数科及び数学科〕の1の(2)中「各教科」を「教科」に改める。

第3章に次のように加える。

### 【特別の教科】

#### 〔道徳科〕

#### 1 基本的条件

(1) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)に示す題材の全てを教材として取り上げていること。

(2) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)のア及びイ並びに中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)のア及びイに照らして適切な教材を取り上げていること。

#### 2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)に示す言語活動について適切な配慮がされていること。
- (2) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)に示す問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮がされていること。
- (3) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)に照らして取り上げ方に不適切なところはないこと。

特に、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方へ偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童又は生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。

- (4) 図書の主たる記述と小学校学習指導要領第3章の第2「内容」及び中学校学習指導要領第3章の第2「内容」に示す項目との関係が明示されており、その関係は適切であること。

別表漢字の項及び用語・記号等の項中「各教科」を「教科」に改める。

## 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。